

1. 教職員の定数

現在、学級編制については、1学級40人を標準としています。が、県教委ごとに特に必要があると認めた場合は、40人未満の少人数学級編制も可能です。

定数法における「生徒収容定員」数は、実際に在籍している生徒数ではなく入学定員をさしていますから、生徒収容定員の40人を、これまでの1学級と換算して考えることができます。

標準定数は、原則として定数法第9条～第21条によって算定された数の合計となり、さらに、定数法施行令による加算（**政令加算**）が加えられます。

2. 高等学校の定数

(1) 校長・副校長・教頭

校 長	副校長・教頭
学校数×1	全日制課程 定時制課程 生徒収容定員 201人以上 課程数×1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 複数配置基準 大学科複数設置課程 生徒収容定員 681人以上 大学科複数設置課程以外 生徒収容定員 921人以上 </div> 通信制課程 課程数×1

(2) 教諭等（教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師）

① 定数法に基づく標準定数（定数法第9条）

全日制

	生徒収容定員	算定基準	
1	40人以下	生徒数 ÷ 8	
	41人から80人	生徒数 ÷ 11.4	
	81人から120人	生徒数 ÷ 15	
	121人から240人	生徒数 ÷ 16	
	241人から280人	生徒数 ÷ 16.4	
	281人から400人	生徒数 ÷ 17.1	
	401人から520人	生徒数 ÷ 17.7	
	521人から640人	生徒数 ÷ 18.2	
	641人から760人	生徒数 ÷ 18.9	
	761人から880人	生徒数 ÷ 19.5	
	881人から1000人	生徒数 ÷ 20	
1001人から1120人	生徒数 ÷ 20.5		
	1121人以上	生徒数 ÷ 21	
2	習熟度別指導 少人数指導	321人から560人	課程数 × 1
		561人から680人	課程数 × 2
		681人から1040人	課程数 × 3
		1041人から1160人	課程数 × 4
		1161人以上	課程数 × 5
3	生徒指導担当	681人から1040人	課程数 × 1
		1041人以上	課程数 × 2
4	農業に関する学科 水産に関する学科	200人以下	学科数 × 1
		200人以上	学科数 × 1 + 2
	工業に関する学科	200人以下	学科数 × 2 + 1
		201人から920人	学科数 × 2 + 2

		921人以上	学科数 × 2 + 3
5	商業又は家庭に関する学科	41人から200人	課程数 × 1
		201人から320人	課程数 × 3
		321人から680人	課程数 × 4
		681人から1160人	課程数 × 5
		1161人以上	課程数 × 6
6	寄宿生が51人以上の寄宿生を置く学校		学校数 × 1

定時制

	生徒収容定員	算定基準	
1	40人以下	生徒数 ÷ 8	
	41人から80人	生徒数 ÷ 11.4	
	81人から120人	生徒数 ÷ 15	
	121人から240人	生徒数 ÷ 18.5	
	241人から280人	生徒数 ÷ 19.3	
	281人から440人	生徒数 ÷ 20.7	
	441人から600人	生徒数 ÷ 22.2	
	601人から760人	生徒数 ÷ 23.5	
	761人から920人	生徒数 ÷ 24.7	
	921人から1080人	生徒数 ÷ 25.8	
	1081人以上	生徒数 ÷ 26.7	
2	少人数指導	441人から920人	課程数 × 1
		921人以上	課程数 × 2
3	生徒指導担当	441人以上	課程数 × 1
4	農業に関する学科 水産に関する学科	280人以下	学科数 × 1
		281人以上	学科数 × 1 + 1
	工業に関する学科	280人以下	学科数 × 2
		281人以上	学科数 × 2 + 1
5	商業・家庭に関する学科	121人から240人	課程数 × 1
		241人から280人	課程数 × 2
		281人から440人	課程数 × 3
		441人から1080人	課程数 × 4
		1081人以上	課程数 × 5
6	寄宿生が51人以上の寄宿生を置く学校		学校数 × 1

通信制

	生徒収容定員	算定基準	
1	1人から600人	生徒数 ÷ 46.2	
	601人から1200人	生徒数 ÷ 66.7	
	1201人以上	生徒数 ÷ 100	
2	通信制大規模校加配	1041人から1160人	課程数 × 4
		1161人以上	課程数 × 5
		681人から1040人	課程数 × 1
3	生徒指導担当	1人以下	課程数 × 1

② 定数法施行令に基づく加算定数（施行令第3条）

全日制

	生徒収容定員等	算定基準	
1	農業・水産・工業に関する学科	321人以上	学科数 × 1 + (生徒収容定員 - 321) / 120

2	農業に関する学科	農業経営者の育成を目的とし、当該学科の生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	課程数×2 + 寄宿舍数×1 + 2年以上の宿泊教育を行う課程数
3	商業に関する学科	情報処理に係る学科	課程数 × 2
	情報に関する学科	40人以下	課程数 × 2
		41人から200人	課程数 × 3
		201人から320人	課程数 × 5
		321人から680人	課程数 × 6
		681人から1160人	課程数 × 7
		1161人以上	課程数 × 8
	美術・音楽・体育に関する学科		生徒収容定員/40 × 2/3
	理数・外国語・国際関係に関する学科		課程数×2 + (生徒収容定員-201)/120
	衛生看護に関する学科	320人以下	課程数 × 4
		321人から440人	課程数 × 9
		441人以上	課程数 × 11
	福祉に関する学科	41人から200人	課程数 × 1
201人から320人		課程数 × 3	
321人から680人		課程数 × 4	
681人から1160人		課程数 × 5	
1161人以上		課程数 × 6	
総合学科		生徒収容定員を考慮して文部科学大臣が定める数	

定時制

	生徒収容定員等		算定基準
1	農業・水産・工業に関する学科	321人以上	学科数×1 + (生徒収容定員-321)/120
2	農業に関する学科	農業経営者の育成を目的とし、当該学科の生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	課程数×2 + 寄宿舍数×1 + 2年以上の宿泊教育を行う課程数
3	商業に関する学科	情報処理に係る学科	課程数 × 2
	情報に関する学科	120人以下	課程数 × 2
		121人から280人	課程数 × 4
		281人から440人	課程数 × 5
		441人から1080人	課程数 × 6
		1081人以上	課程数 × 8
	美術・音楽・体育に関する学科		生徒収容定員/40 × 2/3
	理数・外国語・国際関係に関する学科	321人以上	課程数×2 + (生徒収容定員-201)/120
	衛生看護に関する学科	320人以下	課程数 × 4
			課程数 × 9
440人以上		課程数 × 11	

福祉に関する学科	121人から200人	課程数 × 1
	201人から280人	課程数 × 2
	281人から440人	課程数 × 3
	441人から1080人	課程数 × 4
	1081人以上	課程数 × 5
総合学科		生徒収容定員を考慮して文部科学大臣が定める数

(3) 養護教諭・養護助教諭（全日制課程・定時制課程）

① 定数法に基づく標準定数（定数法第10条）

	生徒収容定員	算定基準
1	全日制本校 81人～800人 定時制 121人～800人	課程数 × 1
2	全日制本校 801人以上 定時制 801人以上	課程数 × 2

(4) 実習教諭（全日制課程・定時制課程）

① 定数法に基づく標準定数（定数法第11条）

	生徒収容定員	算定基準	
1	201人から960人	課程数 × 1	
	961人以上	課程数 × 2	
2	農業・水産に関する学科	680人以下	学科数 × 2
		681人以上	学科数 × 2 + 1
	工業に関する学科	680人以下	学科数 × 2 + 1
		681人以上	学科数 × 2 + 2
商業・家庭に関する学科	561人以上	課程数 × 1	

② 定数法施行令に基づく加算定数（施行令第3条）

	生徒収容定員等		算定基準	
1	農業・水産・工業に関する学科		321人以上 学科数×1 + (生徒収容定員-201)/120	
2	農業に関する学科	飼育施設	532.230㎡～691.899㎡の施設	施設数 × 1
			691.899㎡を超える施設	施設数 × 2
		温室	829.750㎡～1078.675㎡の施設	施設数 × 1
			1078.675㎡を超える施設	施設数 × 2
	農業経営者の育成を目的とし、当該学科の生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行う場合			課程数 × 3
	工業に関する学科	実習施設	1642.980㎡～2135.874㎡の施設	施設数 × 1
2135.874㎡を超える施設			施設数 × 2	
水産に関する学科		総トン数150トンを超える船舶	船舶数 × 1	
商業に関する学科	情報処理	80人以下	課程数 × 1	
		80人以上	課程数 × 2	
3	情報に関する学科		80人以下	課程数 × 1
			81人から560人	課程数 × 2
			561人以上	課程数 × 3

理数に関する学科	320人以下	課程数 × 2
	321人以上	課程数 × 2 + (生徒収容定員-201)/120
衛生看護に関する学科	320人以下	課程数 × 2
	321人から440人	課程数 × 3
	441人以上	課程数 × 4
福祉に関する学科	121人から200人	課程数 × 1
	201人から280人	課程数 × 2
	281人から440人	課程数 × 3
	441人から1080人	課程数 × 4
	1081人以上	課程数 × 5
総合学科		生徒収容定員を考慮して文部科学大臣が定める数

(5) 事務職員

① 定数法に基づく標準定数（定数法第12条）

	生徒収容定員等	算定基準
1		課程数 × 1 + (生徒収容定員-200)/360
2	全日制課程 定時制課程	生徒収容定員が441人以上 課程数 × 1 + 1
3		農業・水産・工業で学科の収容定員が201人以上のもの 課程数 × 2
4	通信制課程	生徒収容定員 ÷ 400

3. 特別支援学校の定数

(1) 校長・副校長・教頭

校長	副校長・教頭
学校数 × 1	高等部のみを置く場合 6学級以上 課程数 × 1 複数配置基準 小・中・高等部あわせて27学級以上 (小・中学部のみは除く)

(2) 教諭（教頭・教諭・助教諭・講師）

① 定数法に基づく標準定数（定数法第17条）

	算定基準	
1	特別支援学校高等部 学級数 × 2	
2	生徒指導担当 高等部6～17学級 高等部18学級以上	高等部数 × 1 高等部数 × 2
	3	専門教育を主とする学科 普通科と専門学科を置く高等部 普通科のみを置く高等部

		専門学科のみを置く高等部	専門学科数×2 +高等部数×1
4	自立活動担当教員	盲学校・ろう学校	学校数×1+(学級数-3)/6
		特別支援学校(知的障害者)	学校数×1+(学級数-3)/6
		特別支援学校(肢体不自由者)	学校数×3+(学級数-3)/6
		特別支援学校(病弱者)	学校数×1+(学級数-3)/6
5	寄宿舎を置く学校	寄宿舎生 80人以下	学校数×2
		寄宿舎生 81人~200人	学校数×3
		寄宿舎生 201人以上	学校数×4

② 定数法施行令に基づく加算定数(施行令第3条)

	算定基準		
1	もう	保健医療に関する学科	学科数×1
	ろう	産業工芸・被服・理容 又は美容に関する学科	学科数×2
	特別支援学校	普通教育に関する学科	学科数×4

(3) 養護教諭・養護助教諭

① 定数法に基づく標準定数(定数法第18条)

	算定基準		
1	小中高等部をあわせた生徒数 (小中学部のみは除く)	60人以下	1
		61人以上	2

(4) 実習教諭

① 定数法に基づく標準定数(定数法第19条)

	算定基準		
1	専門教育を主とする学科		学科数×1
	特別支援学校高等部 (専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)		高等部数×2

(5) 寄宿舎教師

① 定数法に基づく標準定数(定数法第20条)

	算定基準		
1	肢体不自由者である寄宿舎を置く特別支援学校		寄宿舎生数/3
	肢体不自由者以外の寄宿舎を置く特別支援学校		寄宿舎生数/5

(6) 事務職員

① 定数法に基づく標準定数(定数法第21条)

	算定基準		
1			高等部数×2

4. 事務職員・学校司書の県単定員配当基準

1973年、私たち高教組がすすめてきた保護者負担軽減のとりくみの中で、これまで団体費等の私費で雇用されていた学校司書や現業職員を県費に切り替えさせることを対県交渉によって勝ち取りました。それを機に、円滑な教育条件整備と学校運営の向上のために置かれたのがこの県単配置基準です。

基 準		職 種		計
		事 務 職 員		
		事 務	学校司書	
分 校	5 学級以下	1		2
	6 学級以上	1		3
全 日	6～17 学級	1	1	4
	18 学級以上	1	1	5

※県立学校の事務補佐員の業務見直しに伴う人材活用により、2008年4月1日から県立学校の事務補佐員の職は原則廃止。